

人権教育を推進するために

令和6年度版

京 都 府 教 育 委 員 会

令和5年度人権擁護啓発ポスターコンクール

京都府知事賞受賞作品



八幡市立さくら小学校5年 手嶋 あん さん

人権教育を推進する

学校教育

あらゆる教育活動を通じた人権教育の推進

～一人一人を大切にした教育のために～

基礎学力の定着と 希望進路の実現

- ◆基礎学力定着のための個に応じた指導方法の工夫改善
- ◆多様な進路を主体的に選択できる能力の育成
- ◆原級留置・中途退学の解消
- ◆不登校等児童生徒へのきめ細かな支援

人権学習の充実

- ◆普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチによる人権意識の高揚
- ◆人権問題を自分自身の課題として捉え、解決に向けて実践する意識・意欲・態度の育成
- ◆各教科・領域の学習との関連付け
- ◆各学校・地域の実態や今日的状況を踏まえた人権学習の工夫改善

児童生徒の集団の中での人間関係づくり

- ◆互いを理解・尊重しながら、信頼で結ばれ成長し合う人間関係の形成
- ◆自尊感情の育成と他者への理解・尊重・共感性の涵養

学校・家庭・地域社会及び関係諸機関の連携・協働

- ◆個々の児童生徒への指導や体系的な人権教育推進のための日常的・継続的な連携・協働
- ◆多様な体験活動充実のための連携・協働

教職員の人権意識の高揚

- ◆人権教育推進の担い手として人権尊重の理念についての認識深化
- ◆同和教育の成果と手法への評価を踏まえた継承と活用
- ◆あらゆる人権問題についての研修の推進

ための基本的取組方針

社会教育

生涯のあらゆる機会を通じた人権教育の推進 ～一人一人の尊厳を大切にするために～

人権学習の充実

- ◆ 普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチによる取組の推進
- ◆ 学習内容や学習方法の工夫改善、学習教材の整備
- ◆ 障害の有無にかかわらず誰もがいきいきと暮らしやすい社会を目指した学習の充実

家庭教育の支援及び相談体制の充実

- ◆ 地域社会全体で保護者を支援する取組による家庭教育の支援
- ◆ 子育て等について学ぶ機会の充実、情報の提供
- ◆ 相談体制の充実と保護者同士のネットワークづくりの推進

学校・家庭・地域社会及び関係諸機関・団体の連携・協働

- ◆ あらゆる機会や場を通じた人権学習を推進するための連携・協働
- ◆ 地域で子どもを育てる環境づくりや多様な体験活動等充実のための連携・協働

社会教育関係職員等の人権意識の高揚

- ◆ 人権教育を推進する指導者として、人権問題への理解・認識の深化
- ◆ 地域の実態に即した人権学習の工夫改善のための資質向上

《 目 次 》

人権教育を推進するための基本的取組方針 学校教育・社会教育

第1章 人権教育を推進するために

- 1 はじめに 1
- 2 基本的な考え方
 - (1) 人権という普遍的文化の構築 1
 - (2) 今日的状況を踏まえた人権教育の推進 2
- 3 人権教育を推進するための基本的取組方針

学校教育

- ① 基礎学力の定着と希望進路の実現 2
- ② 人権学習の充実 3
- ③ 教職員の人権意識の高揚 4
- ④ 学校・家庭・地域社会及び関係諸機関の連携・協働 4
- ⑤ 児童生徒の集団の中での人間関係づくり 4

社会教育

- ① 人権学習の充実 5
- ② 家庭教育の支援及び相談体制の充実 5
- ③ 社会教育関係職員等の人権意識の高揚 5
- ④ 学校・家庭・地域社会及び関係諸機関・団体の連携・協働 5

第2章 令和6年度における人権教育の重点的取組事項

学校教育

- ① 基礎学力の定着と希望進路の実現 6
- ② 人権学習の充実 7
- ③ 教職員の人権意識の高揚 8
- ④ 学校・家庭・地域社会及び関係諸機関の連携・協働 10
- ⑤ 児童生徒の集団の中での人間関係づくり 10

社会教育

- ① 人権学習の充実 11
- ② 家庭教育の支援及び相談体制の充実 11
- ③ 社会教育関係職員等の人権意識の高揚 12
- ④ 学校・家庭・地域社会及び関係諸機関・団体の連携・協働 12

第3章 個別の人権問題に関する重点的取組事項

- 同和問題（部落差別） 13
- 女性の人権問題 13
- 子どもの人権問題 13
- 高齢者の人権問題 14
- 障害のある人の人権問題 14
- 外国人の人権問題 14
- ハンセン病・エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）
・ HIV感染症・難病患者等の人権問題 15
- 犯罪被害者等の人権問題 15

<さまざまな人権問題>

- ホームレス 15
- 性的指向・ジェンダーアイデンティティ 15
- 刑を終えて出所した人 15
- アイヌの人々、婚外子、識字問題 16
- 北朝鮮当局による拉致問題等 16

<社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題>

- 新型コロナウイルス感染症による人権問題 16
- インターネット社会における人権の尊重 16
- 個人情報の保護 16
- 安心して働ける職場環境の推進 16
- 自殺対策の推進 17
- 災害時の配慮 17

第1章 人権教育を推進するために

1 はじめに

京都府では、令和4年12月に改定された府政運営の指針である「京都府総合計画」において、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、男性も女性も、子どもも高齢者も障害者も、外国人も、全ての人が地域で『守られている』『包み込まれている』と感じ、誰もが持つ能力を発揮し、生涯現役で活躍することのできる共生の社会づくり」を将来像の一つとして掲げている。

京都府における人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針として、平成27年12月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」が、さらに令和3年3月に、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による誹謗中傷等の社会問題に対応するため「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」（以下「第2次推進計画改定版」という。）が策定された。

また、京都府教育委員会（以下「府教委」という。）では、平成23年3月に京都府の教育振興基本計画として「京都府教育振興プラン つながり、創る、京の知恵」を策定し、あらゆる教育活動を通して人権教育を積極的に推進してきた。令和3年3月には、新しい時代の教育を実現するため、「第2期京都府教育振興プラン」（以下「第2期振興プラン」という。）を策定した。

「第2期振興プラン」においても、基本理念に「変化を恐れず前向きに受け止め、人権尊重を基盤とした京都府ならではの学校教育と社会教育とを通じて、子どもから大人まですべての人々が生涯にわたって力強く歩み続け、高い志をもって、よりよい社会と幸福な人生の創り手となれる人づくりを進めていきます。」と、引き続き人権尊重を基盤とした教育の重要性を掲げている。

一方、国においては、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消法」という。）の人権教育に深く関わる法律が施行された。これらの法律には国及び地方公共団体の責務が示され、地方公共団体が差別のない社会の実現を目指した具体的な取組を推進することが求められている。

これらの経緯のもと、今後とも、学校教育・社会教育における人権教育については、各個別法、「第2次推進計画改定版」及び「第2期振興プラン」を踏まえて毎年度「人権教育を推進するために」を策定し、以下に示す基本的な考え方と年度ごとの重点的取組事項に基づき、積極的に推進するものとする。

2 基本的な考え方

(1) 人権という普遍的文化の構築

本府の人権教育・啓発の基本的指針である「第2次推進計画改定版」においては、「人権という普遍的文化を京都府において構築すること」を目標としている。

この目標を達成するために、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できるという意識が、社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会の実現を目指して、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、学校教育と社会教育が連携・協働して人権教育を推進することとする。

(2) 今日の状況を踏まえた人権教育の推進

同和教育の取組の結果、長欠・不就学の解消、高校・大学進学率の向上、就職における統一応募用紙の作成など様々な成果を上げ、個に応じたきめ細かな指導、推進体制の確立、家庭・地域社会との連携、集団の中での人間関係づくりなど多くの手法を確立してきた。そして、これらの成果と手法への評価を踏まえ、同和教育をすべての人の基本的人権を尊重する人権教育として再構築してきた。(p.18を参照)今後も、これまでの取組の成果と課題を明らかにしながら、少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大による「子どもの貧困」、新型コロナウイルス感染症、震災等の大きな災害をはじめとする社会の急激な変化なども踏まえて人権教育を推進する。

人権教育の推進に当たっては、「部落差別解消法」等の個別法に示された基本認識のもと、差別のない社会を実現することを目指して、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からのアプローチと、それぞれの人権問題の解決という個別的な視点からのアプローチにより人権意識の高揚を図り、あらゆる人権問題の解決に向けて取り組むこととする。

京都府では、一人一人の尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会を目指して、あらゆる人々が個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育の実現を目指している。このため、一人一人の児童生徒の基礎学力の定着と希望進路の実現を図るとともに、同和問題(部落差別)など様々な人権問題についての正しい理解や認識を深め、すべての人々が互いの個性や価値観の違いを認め、一人一人が差別を乗り越える力を身に付けた上で、自分の人権を守り、他者の人権を守るための意識・態度・実践的な行動力等を育成することが求められる。

本府においては、生涯学習の視点に立ち、幼児期からの発達の段階を踏まえ、地域の実態等に応じて、学校教育と社会教育とが連携・協働して人権教育を推進するものとする。

3 人権教育を推進するための基本的取組方針

学校教育

あらゆる教育活動を通じた人権教育の推進

各学校においては、人権に配慮した教育活動に努めるなど、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、一人一人を大切にされた教育の推進を図る。その際、学校や地域の実態・課題の状況等を十分に把握して、人権教育推進計画を策定する。また、校長のリーダーシップのもと全校推進体制を充実させるとともに、日常的に点検・評価を行い、さらに評価結果に基づく改善を図りながら、実践に努める。

① 基礎学力の定着と希望進路の実現

児童生徒が、よりよい社会と幸福な人生を創り出せるよう、生涯学び続ける基盤を培うという視点に立って、教育の実質的な機会均等の実現を図る。

府教委においては、同和問題(部落差別)など様々な人権問題の解決を目指した人権教育の基盤として「様々な悪条件をせおっている児童・生徒に対して、もれなく就学させ、その基礎学力を高め、進路を保障するという公教育本来の責任を果たす努力が必要である」と考え、児童生徒の学力保障等の取組を推進してきた。今後も、社会・経済的に困難な状況に置かれている児童生徒の基礎学力の定着と希望進路の実現を図り、よりよい社会と幸福な人生を創り出すために必要な力を養うことは、人権教育の重要な柱である。すべての校種において児童生徒の生活背景や学習習慣、学力の実態等を正確に把握して個に応じた指導方法の工夫改善を進め、基礎学力の定着を図り、就修学の保障を進める。また、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基

盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、キャリア教育を充実し、多様な進路を主体的に選択できる能力を身に付けさせ、希望進路の実現に努めるとともに、高等学校においては原級留置や中途退学の解消に努める。

さらに、一人一人を大切にされた教育を推進する観点から、不登校や発達障害のある児童生徒へのきめ細かな支援に努めるなど個々の児童生徒の実態・課題に応じた効果的な指導を行う。

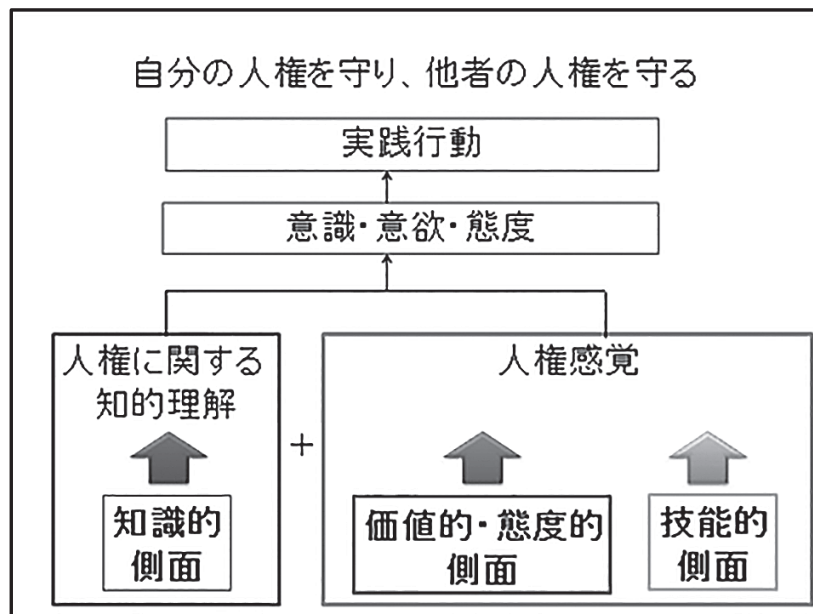
② 人権学習の充実

児童生徒の人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けた資質・能力の育成のために、発達の段階に応じ、普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチにより人権学習を充実する。

「部落差別解消法」では、目的に「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」、「ヘイトスピーチ解消法」では、基本理念として「国民は・・・本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と掲げているように、人権学習が人権問題解決や差別解消に真につながり、共生社会を実現するものとなることが必要である。

そのために、人権学習と各教科・領域との関連付けを図りながら、児童生徒が学習したことが知的理解にとどまることなく、人権感覚を高めることにつながるようにする。また、同和問題（部落差別）など様々な人権問題を自分自身の課題として捉え、人権意識を高揚させるとともに、その解決に向けて実践できる意識・意欲・態度を育成する学習を実施する。（下記の図を参照）

さらに、各学校・地域の実態を踏まえ、小学校・中学校・高等学校を見通した体系的な人権学習の実施に努めるとともに、現代の社会・経済状況や学校教育を巡る今日状況の踏まえて、人権学習の工夫改善を行う。幼稚園・認定こども園においては、人権尊重の芽生えをはぐくむことができるよう遊びを中心とした生活を通して教育活動を推進する。



（この図は、本冊子 P.19 に示している内容を簡略化したものです）

③ 教職員の人権意識の高揚

教職員は、人権教育推進の担い手としての自覚を高め、未来を担う児童生徒の人権を尊重して、その自己実現や幸福追求を効果的に支援する。また、教職員自らが人権尊重の理念等についての認識を深め、高い人権意識を持つとともに、「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」を踏まえ、キャリアステージに応じた人権教育に関する実践力・指導力を向上させる。

そのため、社会状況の変化により顕在化している問題等、あらゆる人権問題について個々の教職員が主体的に研修を進める。また、「人権教育に関する教職員の意識調査」の結果を踏まえ、各学校における日常的・系統的な研修や京都府総合教育センターの研修講座等の充実に努める。その際、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえて、その継承と発展を図る。

とりわけ、体罰については、学校教育法第11条で禁止されている行為であり、教職員による児童生徒へのパワー・ハラスメント行為の最たるもので、児童生徒の人権を侵害する絶対に許されない行為であるという認識と自覚を深め、体罰根絶に向けた取組の徹底を図る。

いじめについては、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する決して許されない人権侵害であるという認識のもとに、「いじめ防止対策推進法」、国・京都府・市町村及び各学校の「いじめ防止基本方針」及び府教委作成の「いじめの防止等のために～教職員用ハンドブック～」を踏まえ、組織的にいじめの未然防止や早期発見・早期対応に努める。

令和4年に改訂された生徒指導提要の趣旨を踏まえ、特に校則については、児童生徒自身が健全な学校生活を送り、児童生徒の成長・発達を支援するものであるという理解を深めるとともに、教育目標の実現と児童生徒の主体的・自立的な行動を促すものとなるよう見直し等の取組を進める。

さらに、子どもの貧困対策については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「第2次京都府子どもの貧困対策推進計画」に基づき、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指す取組の推進に努める。

④ 学校・家庭・地域社会及び関係諸機関の連携・協働

個々の児童生徒の課題に即したきめ細かな指導の推進及び発達の段階に即した体系的な人権教育を推進するために、日常的・継続的な家庭との連携を強化するとともに、校種間連携及び地域社会、関係諸機関等との連携・協働を図る。

人権教育の指導方法について、研究指定校や推進地域において研究・実践を行い、その成果を府内のすべての学校に広く波及させることなどにより、指導方法の工夫改善を図る。

また、児童生徒の社会性や豊かな人間性をはぐくみ、自己有用感（自己に対する肯定的な評価）を高めるため、多様な体験活動の機会の充実に努める。

さらに、あらゆる人権問題の解決を目指した総合的な取組を推進するため、社会教育との連携・協働に努め、地域社会の深い信頼のもとに実践を進める。

⑤ 児童生徒の集団の中での人間関係づくり

児童生徒が、集団の中で互いを理解・尊重しながら信頼で結ばれ成長し合う人間関係をつくるような学級経営や学校づくりに努める。

また、児童生徒の自尊感情や自己有用感を高め、他者を理解・尊重し、他者と共感できるような豊かな感性をはぐくむ取組を進める。

社会教育

生涯のあらゆる機会を通じた人権教育の推進

地域の実態に応じた人権教育の推進が図られるよう体制の確立に努めるとともに、生涯学習の視点に立ち、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルに応じて、あらゆる機会や場を通して一人一人の尊厳を大切にする教育の推進を図る。

また、人権教育を効果的に推進するために、学校・家庭・地域社会及び関係諸機関・団体等が連携・協働した総合的な取組を促進する。

① 人権学習の充実

学校・家庭・地域・職場など身近な生活の場において、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践することができるよう、その理念及び同和問題（部落差別）など様々な人権問題について正しい理解と認識を深める学習活動を充実する。

また、少子高齢化や高度情報化、グローバル化の進展、経済格差の拡大等により多様化・複雑化する人権問題についての学習機会の提供に努める。

その際、生涯学習の視点に立って、普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチにより、学習者・地域の実態及び府民のニーズを踏まえた内容や方法の工夫改善に努める。

さらに、障害の有無にかかわらず誰もが共にいきいきと暮らしやすい社会を目指した学習の充実に努める。

② 家庭教育の支援及び相談体制の充実

地域社会全体で保護者を支援する取組により、すべての保護者が安心して子どもの教育や子育てに関わることができる環境づくりに努める。そのため、子育て等について学ぶ機会の充実や情報提供及び子育てや家庭教育に不安や悩みを持つ保護者からの相談体制の充実に努めるとともに、保護者同士が身近なところで交流や相談ができるようネットワークづくりを推進する。

③ 社会教育関係職員等の人権意識の高揚

社会教育関係職員等は、生涯学習の視点に立って、関係諸機関・団体等とのネットワークづくりをコーディネートすることにより、地域の実態、府民のニーズを踏まえた人権教育を推進する上で重要な役割を担っている。そのため、指導者として様々な人権問題についての理解と認識を深めるとともに、地域の実態に即した人権学習の工夫改善に取り組めるよう資質の向上を図る。

④ 学校・家庭・地域社会及び関係諸機関・団体の連携・協働

府民が生涯のあらゆる機会や場を通して人権についての学習を効果的に進めるために、公民館等の社会教育施設、PTA等の社会教育関係団体、学校、関係行政機関等の連携を強化する。

子どもが豊かな人権感覚を備え、よりよい社会と幸福な人生を創り出せるよう、地域社会において子ども同士がつながる、また子どもと大人が協働する活動を推進し、地域で子どもを育てる環境づくりに努める。

さらに、青少年のボランティア活動や自然体験活動など多様な体験活動等を充実するため、学校・家庭・関係諸機関・団体等の連携・協働を推進する。

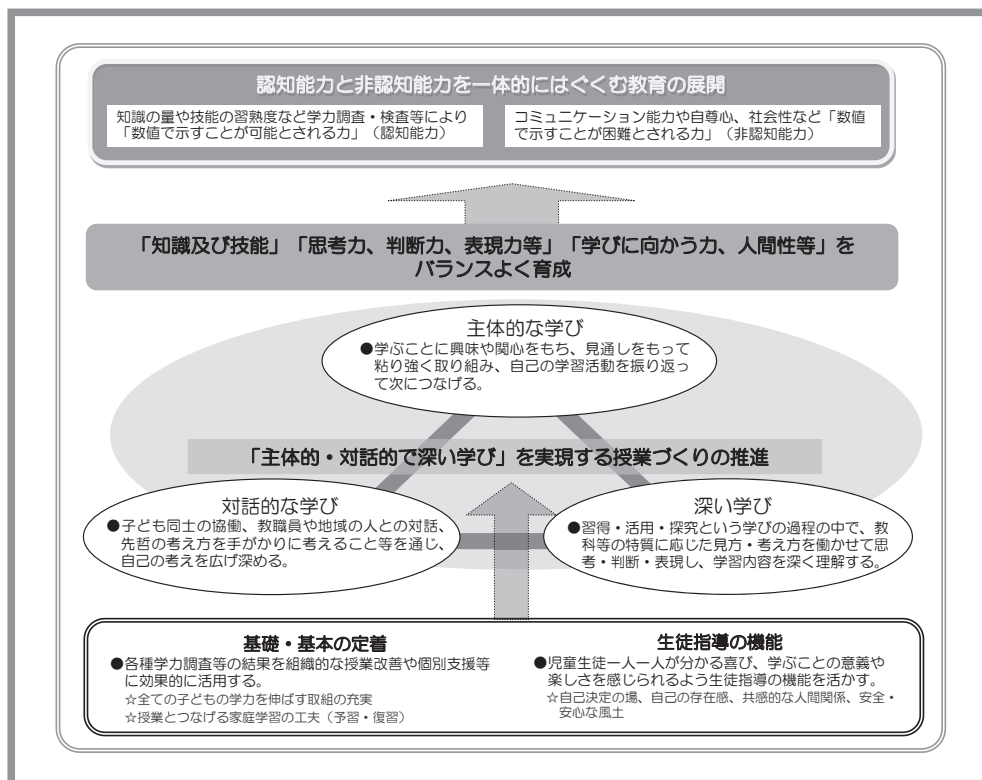
第2章 令和6年度における人権教育の重点的取組事項

学校教育

① 基礎学力の定着と希望進路の実現

- 個に応じた指導を通じて基礎・基本の徹底を図るために、小学生個別補充学習（ジュニア・わくわくスタディ）、中学生個別補充学習（ふりスタ）、府立高校でのセカンドラーニング教室等の基礎学力定着の取組を組織的・計画的に実施し、困難な状況に置かれた児童生徒の学力の下支えを確実に（下記の図を参照）。また、これまでの研究事業により開発・実践された学習方法や教材を積極的に活用する。

令和6年度に目指す学びの深化・充実（学校教育の重点）



- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続のために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を具体的に保幼小で共有し、幼児期から中学校、さらには高校までを見通す中で確実に基礎学力の定着を図る。
- 児童生徒の基本的な生活習慣を確立させ、学習習慣の定着や自ら学ぶ力の育成を図るために、教職員がまなび・生活アドバイザーやスクールカウンセラー等と協働して福祉関係機関等への接続やそのための丁寧な相談活動を行うなど個別支援に努める。
- 少人数授業、ティームティーチング等の授業方法や少人数学級を適切に選択して有効に活用するとともに、授業評価に基づく授業改善を進める。
- 認知能力と非認知能力の両面を含めたものを児童生徒に必要な力として不十分に捉え、これらをバランスよくはぐくむための取組を推進する。特に、子どもの貧困対策推進の観点からも、非認知能力をはぐくむことの重要性が指摘されていることを踏まえた取組の充実に努める（上記の図を参照）。

- 学力充実に向けて、評価が児童生徒の学習改善に生かされるよう、指導と評価の一体化を図る。
- 子どもの貧困に係る実態調査の結果を踏まえ、「全国学力・学習状況調査」や「京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～」、「高校生のための学びの基礎診断」等を活用して、学校全体及び個々の児童生徒のデータの把握・分析により学力の定着状況を的確に把握し、個々の児童生徒の課題に応じた具体的なアプローチを立案する。
- 不登校、発達障害のある児童生徒について、学校の教育相談機能の充実を図るとともに、不登校の児童生徒については「児童生徒理解・教育支援シート」、発達障害のある児童生徒については「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「移行支援シート」などを活用して、一人一人の状況や特性に応じたきめ細かな支援を継続的に行う。
- 不登校児童生徒については、「『社会的自立に向けた不登校児童生徒支援計画』～『ひきこもり』の未然防止に向けて～」に示す問題意識及び「『不登校児童生徒支援ハンドブック』～社会的自立に向けた不登校児童生徒支援について～」を踏まえた支援を行うとともに、背景にいじめや人権上の課題が潜んでいないかに留意する。また、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえて教育機会の確保に努める。
- 障害のある児童生徒が自立と社会参加を果たせるように、学校における就・修学や就職・進学への支援に取り組む。
- 教職員、生徒が採用選考時に配慮すべき事項についての理解を深めることにより、就職差別解消のための取組を確実に実施する。

② 人権学習の充実

- 人権学習と各教科・領域との関連付けを図り、「人権教育を通じて育てたい資質・能力」（p.19を参照）を教育活動全体で育成するためのカリキュラム・マネジメントに努める。
- 同和問題（部落差別）など様々な人権問題について個別的な視点からの学習を充実する。その際、「部落差別解消法」の「現在もなお部落差別が存在する」という認識の上に立って同和問題（部落差別）をめぐる社会の実態を見直すなど、人権問題を社会問題として正しく捉えるとともに、すべての学校で、差別解消をめざす法の趣旨・目的に適う人権学習を実施する。
- 人権学習を通じて、今日の社会状況について広く深く理解させ、普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチを往還させる中で、人との出会いや対話を具体的に積み重ねることにより、差別につながる偏見・ステレオタイプを見きわめる技能や、コミュニケーション技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能とともに、生命や人間の尊厳を尊重する態度、自尊感情や自己有用感、多様性を尊重する態度の育成に努める。
- インターネット上の人権侵害や新型コロナウイルス感染症に係る偏見や差別等、社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題を踏まえた学習を実施する。
- 同和問題（部落差別）など様々な人権問題に係る人権学習を系統的・計画的に進めるために、「人権学習資料集」「人権学習実践事例集」「人権学習モデルカリキュラム集」の活用を図る。加えて、地域・学校の実態を踏まえて開発された教材などを各校の人権学習に適切に位置づけ、学校全体で組織的に、効果的な人権学習の工夫に努める。

人権学習資料一覧表

(丸囲みの数字は教材番号)

	小学校課程Ⅰ	小学校課程Ⅱ	小学校課程Ⅲ	小学校課程Ⅳ
生命や人間の尊厳	① 1年「からだのよさめが」 ② 2年「あふたが 生きるとは」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「あふたが 生きるとは」	⑤ 5年「命を大切にしよう」 ⑥ 6年「あふたが 生きるとは」	⑦ 7年「命を大切にしよう」 ⑧ 8年「あふたが 生きるとは」
人間の尊厳	① 1年「からだのよさめが」 ② 2年「あふたが 生きるとは」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「あふたが 生きるとは」	⑤ 5年「命を大切にしよう」 ⑥ 6年「あふたが 生きるとは」	⑦ 7年「命を大切にしよう」 ⑧ 8年「あふたが 生きるとは」
自己尊重	① 1年「からだのよさめが」 ② 2年「あふたが 生きるとは」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「あふたが 生きるとは」	⑤ 5年「命を大切にしよう」 ⑥ 6年「あふたが 生きるとは」	⑦ 7年「命を大切にしよう」 ⑧ 8年「あふたが 生きるとは」
コミュニケーション能力	① 1年「からだのよさめが」 ② 2年「あふたが 生きるとは」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「あふたが 生きるとは」	⑤ 5年「命を大切にしよう」 ⑥ 6年「あふたが 生きるとは」	⑦ 7年「命を大切にしよう」 ⑧ 8年「あふたが 生きるとは」
差別の構造	① 1年「からだのよさめが」 ② 2年「あふたが 生きるとは」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「あふたが 生きるとは」	⑤ 5年「命を大切にしよう」 ⑥ 6年「あふたが 生きるとは」	⑦ 7年「命を大切にしよう」 ⑧ 8年「あふたが 生きるとは」
権利問題(紛争処理)	① 1年「からだのよさめが」 ② 2年「あふたが 生きるとは」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「あふたが 生きるとは」	⑤ 5年「命を大切にしよう」 ⑥ 6年「あふたが 生きるとは」	⑦ 7年「命を大切にしよう」 ⑧ 8年「あふたが 生きるとは」
女性	① 1年「からだのよさめが」 ② 2年「あふたが 生きるとは」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「あふたが 生きるとは」	⑤ 5年「命を大切にしよう」 ⑥ 6年「あふたが 生きるとは」	⑦ 7年「命を大切にしよう」 ⑧ 8年「あふたが 生きるとは」
子ども	① 1年「からだのよさめが」 ② 2年「あふたが 生きるとは」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「あふたが 生きるとは」	⑤ 5年「命を大切にしよう」 ⑥ 6年「あふたが 生きるとは」	⑦ 7年「命を大切にしよう」 ⑧ 8年「あふたが 生きるとは」
高齢者	① 1年「からだのよさめが」 ② 2年「あふたが 生きるとは」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「あふたが 生きるとは」	⑤ 5年「命を大切にしよう」 ⑥ 6年「あふたが 生きるとは」	⑦ 7年「命を大切にしよう」 ⑧ 8年「あふたが 生きるとは」
障害のある人	① 1年「からだのよさめが」 ② 2年「あふたが 生きるとは」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「あふたが 生きるとは」	⑤ 5年「命を大切にしよう」 ⑥ 6年「あふたが 生きるとは」	⑦ 7年「命を大切にしよう」 ⑧ 8年「あふたが 生きるとは」
外国人	① 1年「からだのよさめが」 ② 2年「あふたが 生きるとは」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「あふたが 生きるとは」	⑤ 5年「命を大切にしよう」 ⑥ 6年「あふたが 生きるとは」	⑦ 7年「命を大切にしよう」 ⑧ 8年「あふたが 生きるとは」
人権問題(不平等・差別・差別意識・差別意識啓発・差別意識啓発)	① 1年「からだのよさめが」 ② 2年「あふたが 生きるとは」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「あふたが 生きるとは」	⑤ 5年「命を大切にしよう」 ⑥ 6年「あふたが 生きるとは」	⑦ 7年「命を大切にしよう」 ⑧ 8年「あふたが 生きるとは」
さまざまな人権問題	① 1年「からだのよさめが」 ② 2年「あふたが 生きるとは」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「あふたが 生きるとは」	⑤ 5年「命を大切にしよう」 ⑥ 6年「あふたが 生きるとは」	⑦ 7年「命を大切にしよう」 ⑧ 8年「あふたが 生きるとは」
社会情勢や文化・人権にかかわる課題	① 1年「からだのよさめが」 ② 2年「あふたが 生きるとは」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「あふたが 生きるとは」	⑤ 5年「命を大切にしよう」 ⑥ 6年「あふたが 生きるとは」	⑦ 7年「命を大切にしよう」 ⑧ 8年「あふたが 生きるとは」

当該についている教材は、平成27年度から「社会情勢や文化・人権にかかわる課題」の観点から編纂されたものであり、この観点から編纂されたものではない。

	中学校課程Ⅰ	中学校課程Ⅱ	高等学校課程Ⅰ	高等学校課程Ⅱ
生命や人間の尊厳	① 1年「命を大切にしよう」 ② 2年「命を大切にしよう」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「命を大切にしよう」	⑤ 1年「命を大切にしよう」 ⑥ 2年「命を大切にしよう」	⑦ 1年「命を大切にしよう」 ⑧ 2年「命を大切にしよう」
人間の尊厳	① 1年「命を大切にしよう」 ② 2年「命を大切にしよう」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「命を大切にしよう」	⑤ 1年「命を大切にしよう」 ⑥ 2年「命を大切にしよう」	⑦ 1年「命を大切にしよう」 ⑧ 2年「命を大切にしよう」
自己尊重	① 1年「命を大切にしよう」 ② 2年「命を大切にしよう」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「命を大切にしよう」	⑤ 1年「命を大切にしよう」 ⑥ 2年「命を大切にしよう」	⑦ 1年「命を大切にしよう」 ⑧ 2年「命を大切にしよう」
コミュニケーション能力	① 1年「命を大切にしよう」 ② 2年「命を大切にしよう」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「命を大切にしよう」	⑤ 1年「命を大切にしよう」 ⑥ 2年「命を大切にしよう」	⑦ 1年「命を大切にしよう」 ⑧ 2年「命を大切にしよう」
差別の構造	① 1年「命を大切にしよう」 ② 2年「命を大切にしよう」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「命を大切にしよう」	⑤ 1年「命を大切にしよう」 ⑥ 2年「命を大切にしよう」	⑦ 1年「命を大切にしよう」 ⑧ 2年「命を大切にしよう」
権利問題(紛争処理)	① 1年「命を大切にしよう」 ② 2年「命を大切にしよう」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「命を大切にしよう」	⑤ 1年「命を大切にしよう」 ⑥ 2年「命を大切にしよう」	⑦ 1年「命を大切にしよう」 ⑧ 2年「命を大切にしよう」
女性	① 1年「命を大切にしよう」 ② 2年「命を大切にしよう」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「命を大切にしよう」	⑤ 1年「命を大切にしよう」 ⑥ 2年「命を大切にしよう」	⑦ 1年「命を大切にしよう」 ⑧ 2年「命を大切にしよう」
子ども	① 1年「命を大切にしよう」 ② 2年「命を大切にしよう」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「命を大切にしよう」	⑤ 1年「命を大切にしよう」 ⑥ 2年「命を大切にしよう」	⑦ 1年「命を大切にしよう」 ⑧ 2年「命を大切にしよう」
高齢者	① 1年「命を大切にしよう」 ② 2年「命を大切にしよう」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「命を大切にしよう」	⑤ 1年「命を大切にしよう」 ⑥ 2年「命を大切にしよう」	⑦ 1年「命を大切にしよう」 ⑧ 2年「命を大切にしよう」
障害のある人	① 1年「命を大切にしよう」 ② 2年「命を大切にしよう」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「命を大切にしよう」	⑤ 1年「命を大切にしよう」 ⑥ 2年「命を大切にしよう」	⑦ 1年「命を大切にしよう」 ⑧ 2年「命を大切にしよう」
外国人	① 1年「命を大切にしよう」 ② 2年「命を大切にしよう」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「命を大切にしよう」	⑤ 1年「命を大切にしよう」 ⑥ 2年「命を大切にしよう」	⑦ 1年「命を大切にしよう」 ⑧ 2年「命を大切にしよう」
人権問題(不平等・差別・差別意識・差別意識啓発・差別意識啓発)	① 1年「命を大切にしよう」 ② 2年「命を大切にしよう」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「命を大切にしよう」	⑤ 1年「命を大切にしよう」 ⑥ 2年「命を大切にしよう」	⑦ 1年「命を大切にしよう」 ⑧ 2年「命を大切にしよう」
さまざまな人権問題	① 1年「命を大切にしよう」 ② 2年「命を大切にしよう」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「命を大切にしよう」	⑤ 1年「命を大切にしよう」 ⑥ 2年「命を大切にしよう」	⑦ 1年「命を大切にしよう」 ⑧ 2年「命を大切にしよう」
社会情勢や文化・人権にかかわる課題	① 1年「命を大切にしよう」 ② 2年「命を大切にしよう」	③ 3年「命を大切にしよう」 ④ 4年「命を大切にしよう」	⑤ 1年「命を大切にしよう」 ⑥ 2年「命を大切にしよう」	⑦ 1年「命を大切にしよう」 ⑧ 2年「命を大切にしよう」



- 小・中学校での体系的・計画的な学習プログラムの構築に努める。そのために、中学校区内の小学校で使用する教材について、緩やかな共通化を図り、その上に中学校での学習を一層効率的・効果的に実施するなどの研究を進める。
- 人権学習の指導方法については、主体的・対話的で深い学びの視点を積極的に取り入れたり、参加型の学習を取り入れたりするなど、様々な学習形態の工夫に努める。
- 人権学習を参観可能な授業として保護者や地域へ積極的に公開するなど、家庭・地域社会の理解と信頼のもとで実践する。
- 「人権擁護啓発ポスターコンクール」「人権作文コンテスト」「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」等への積極的な参加を促すなど、様々な学習機会を活用した取組を推進する。

③ 教職員の人権意識の高揚

- 令和元年 11 月実施の「人権教育に関する教職員の意識調査」では、人権問題に係る知識の定着に課題が見られるとともに、年齢によって人権問題に対する受け止め方が異なることや指導方法に不安がある等の課題が明らかになった。これらの結果を踏まえて、研修等の改善に努める。
- すべての学校において、人権教育を推進するための校内体制を整え、計画的な校内研修を実施するとともに、日常の業務の中で管理職や人権教育の経験豊かな教職員を中心にOJTを意識した取組を進め、偏見や差別等による生きづらさを抱えた人々に係る様々な人権問題に対応する。
- 校内研修では、差別の解消を目指す法律の施行に伴う様々な変化などの今日の状況を十分に踏まえるとともに、地域の実態や歴史的経過を的確に把握した人権教育の推進につながるよう研修を実施する。
- 京都府総合教育センターにおいては、教職員の実際の指導に生かすことができる効果的な研修を企画し、キャリアステージに応じた研修やオンライン研修等を通じて、教職員の実践力・指導力の向上を図る。

- 府教委作成の「教職員人権研修ハンドブック」「人権教育指導資料」「人権学習資料集」「人権学習実践事例集」「人権学習モデルカリキュラム集」や「リーフレット（教職員研修の充実のために・人権教育を推進するために）」等の活用、管理職や人権教育担当者による「たより・通信」の発行等を通じて、一人一人の教職員が主体的かつ日常的に研修に努める。特に、教職員の人権意識は人権学習の時だけに必要なわけではないことを認識し、人権尊重の精神にあふれた学校づくりのために、自分の人権意識を振り返る。

教職員人権研修ハンドブックから

- 発言等（呼び方、不適切な言葉、乱暴な言葉、メールやSNSなど）
- 表現（掲示物等、児童生徒の作品、学校が発信する文書など）
- 情報管理（個人情報の管理、調査内容、事例研究の資料など）
- 学習環境の整備（教室の整理整頓、学習規律の確保など）
- 気付き（いじめ、児童生徒の発言等）
- 教職員どうしの関わり
- その他（著作権、画像等の活用など）

- 人権学習についての授業研究等、事前・事後の教材研究を組み合わせた校内研修を実施するなど、教職員間で指導内容の共通理解を図るとともに、指導方法の工夫改善を図り、実践力・指導力を向上させる。
- 教職員は、充実した人権学習を実施し、個別の人権問題に係る相談に的確かつきめ細かに対応できるよう、様々な個別法に示された基本認識、社会の実態などについての理解を深めるとともに、組織的に対応する意識と技能を身に付ける。
- 採用面接時の違反質問や統一応募用紙等の制定経過・趣旨、職業安定法等の規定などについて、認識を深める。
- 体罰等のハラスメント行為については、「体罰防止の手引き」等を積極的に活用した校内研修の実施による体罰根絶に向けた取組、「コンプライアンスハンドブック」等を活用したセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの未然防止に向けた取組を徹底する。
- いじめについては、「いじめの防止等のために～教職員用ハンドブック～」等を活用して教職員が研修を深め、学校として組織的かつ迅速に対応する。
- 子どもの貧困対策やヤングケアラーの支援については、まなび・生活アドバイザー等の専門家との協働や専門家による研修等を通じて、個々の教職員が児童生徒の抱える課題に気付く広い視野や深い認識、課題解決を図る実践的力量を身に付けるとともに、ケース会議の内容を充実し、学校としての課題解決力の向上に努める。
- 児童虐待について、学校は「児童虐待の防止等に関する法律」「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」及び府教委作成の「子どものSOSサインを見逃さないために～教職員のための児童虐待防止・対応リーフレット～」を踏まえて早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、福祉事務所・児童相談所への通告義務があることを踏まえた迅速・適切な保護及び対応を行うとともに、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を踏まえて、組織的に対応するための校内体制の充実を図る。教職員は、児童虐待に関する理解・認識を深め、児童虐待を発見しやすい立場にあることへの自覚を高める。
- 大学等教育機関への派遣研修等により、人権教育推進の中核となる人材を養成するとともに、その研修成果を広く波及させる。

④ 学校・家庭・地域社会及び関係諸機関の連携・協働

- 子どもの貧困対策の取組を推進するために、まなび・生活アドバイザーを中核として、プラットフォームとしての学校の組織を整備し、機能強化を図る。そのために、まなび・生活アドバイザー等の専門家や各種支援員と教員とのつなぎ役となる教員（コーディネーター）や児童生徒支援加配等が積極的に任務を果たす。
- 学校は、ヤングケアラーの支援について、「ヤングケアラー連携支援マニュアル」を踏まえ、まなび・生活アドバイザー等の専門家や「京都府ヤングケアラー総合支援センター」との連携に努める。
- 学校は、京都府が実施する「こどもの城づくり事業」の中の地域未来塾や子どもを支援する地域の関係機関による各種の生活・学習支援活動（ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業、子ども食堂、生活困窮者自立支援事業等）と緊密に連携・協働する。
- 課題を抱えた児童生徒については、その背景と原因を明らかにしながら、日常的・継続的な家庭との連携や積極的な学習・進路、生活に係る相談を行うとともに、課題の早期解決のために学校が積極的に校種間連携や地域社会・関係諸機関との連携・協働に努め、教育と福祉の強いつながりのもとで支援する。

参考

- 平成 30 年 7 月 5 日付け 30 文科生第 267 号「子ども食堂の活動に関する福祉部局との連携について（通知）」
- 平成 30 年 10 月 1 日付け 30 文科生第 435 号「生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携について（通知）」
- 平成 30 年 12 月 27 日付け 30 受初児生第 5 号「学校等と法務省の人権擁護機関との連携強化について（通知）」 など

- 社会教育における家庭教育支援の取組と連動して、「積極的に支援を届ける」という姿勢で家庭の教育力の向上のための様々な支援に努める。
- 教育の機会均等を実質化するために、「就・修学及び進学・就職を支援するための援護制度一覧」等を活用して保護者・児童生徒に対し具体的に援護制度の活用方法を提示するなど、よりきめ細かな家庭等との連携に努める。
- すべての児童生徒に対して、体系的・計画的に人権意識の高揚を図り、同和問題（部落差別）など様々な人権問題についての正しい理解や認識を深め、解決に向けて実践できる意識・意欲・態度を育成するために、校種間連携、学校間交流を一層充実する。
- いじめや暴力行為について、必要に応じて警察等と連携を図るなど、課題を抱える児童生徒への個別支援と生徒指導体制の強化を図る。
- 不登校児童生徒については、「『社会的自立に向けた不登校児童生徒支援計画』～『ひきこもり』の未然防止に向けて～」及び「『不登校児童生徒支援ハンドブック』～社会的自立に向けた不登校児童生徒支援について～」を踏まえ、市町村の教育支援センターへの接続や必要に応じて民間のフリースクールなどとの連携に努める。
- 社会性や豊かな人間性をはぐくむため、社会教育や関係行政機関と連携して、地域社会の深い信頼のもと、多様な体験活動の機会の充実に努める。

⑤ 児童生徒の集団の中での人間関係づくり

- 児童生徒が、自分の存在を確認でき、互いに自己有用感を高め合えるような学級内での関係性を育てる取組に努め、児童生徒が自他の良さを認め合い尊重し合える態度を育成する。また、そのために、困難な状況に置かれている児童生

徒をはじめ、すべての児童生徒を大切にする仲間づくりや、児童生徒がともに高め合う仲間づくり・集団づくりの進め方についての研修や実践に努める。

- 教員は、どの児童生徒にも「分かる喜び」を実感させられるよう、生徒指導の機能を活かす支援活動を盛り込むなどの授業改善に努めるとともに、児童生徒に授業におけるルール等の意義や重要性についてしっかりと理解させることにより、集団として共に学び合う授業を展開し、一人一人の児童生徒の自尊感情を高める。（p. 6の図を参照）
- 各教科の授業における主体的・対話的で深い学びや人権学習における話し合い活動を積極的に取り入れる。
- 「京都府いじめ防止基本方針」等に基づいて、いじめや暴力行為の未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、望ましい集団づくりに努める。
- 「特別の教科 道徳」について、人権教育との親和性に留意しながら授業改善を図るとともに、「道徳教育の進め方 京都式ハンドブック」等を活用し、「心の教育」を進める。
- 「法やルールに関する教育」を通じて、「協力」や「公平・公正」に根ざした「行動（ふるまい）の教育」を進め、人や社会とつながり、共生するための力を身に付ける取組を推進する。
- 生徒会活動等の特別活動やボランティア活動を通じて、児童生徒の自主性や主体性が発揮できる機会を充実する。

社会教育

① 人権学習の充実

- 人権意識の高揚を図るための多様な学習機会を提供する。
- 法の下での平等、個人の尊厳といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせた内容や方法となるよう、人権学習の工夫改善を図るとともに、社会情勢の変化等を反映して多様化・複雑化する人権問題の理解を深める。
- 生涯の各時期に応じた、各種団体等における人権学習を充実させるため、視聴覚ライブラリー等の学習教材の整備に努める。
- 日常生活の中で当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体等の身近な問題についても、人権尊重の視点から捉え直すことにより、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践することができるよう人権学習の工夫に努める。
- 聴覚・視覚障害者の指導者等に向けた研修会を実施することにより、聴覚・視覚障害者の学習活動や社会参加の促進を支援する。
- 社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が、様々な人権問題についての理解と認識を深めるため、また人権学習資料集〈社会教育編〉や視聴覚教材等を効果的に活用した学習内容や方法の工夫改善を図るため、人権教育指導者ハンドブック〈社会教育編〉の活用を図る。

② 家庭教育の支援及び相談体制の充実

- 「子どもの成長・発達」や「食」・「読書」・「体験」をテーマにした家庭教育資料を通じた情報提供・活用促進等による、家庭教育を支援する取組を推進する。
- 家庭教育に悩みや不安のある保護者等を対象とした電話相談やメール相談を実施する。さらに家庭教育カウンセラーによる来所・巡回相談により適切なアドバイスを行うなど、相談体制の充実を推進する。
- PTAと連携を図り、いじめ・薬物乱用・ネットトラブルなどの現代的課題について語り合ったり、学習したりする場を作るなど、保護者同士のネットワー

クづくりを推進する。

- 家庭教育における悩みや不安にきめ細やかな対応をするため、市町村・保育所・幼稚園・認定こども園・福祉部局等関係機関及びNPOなどが連携して、就学前からの切れ目ない支援を届け、地域ぐるみで家庭を見守る体制の構築を推進する。

③ 社会教育関係職員等の人権意識の高揚

- 人権教育推進のための効果的な方策について検討する京都府人権教育企画推進委員会を設置する。
- 人権教育企画推進委員会での意見を踏まえ、府内各地域における人権に関する課題解決の方策等を交流するなど、人権教育指導者研修会における研修内容・方法等の工夫改善に努める。
- 社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化する人権問題の解決に向け、一人一人が差別の不合理性を理解し、個を尊重する人権感覚を身に付け、主体的に行動できる人権意識の高い社会の実現につながる人権学習を実施するため、指導的立場にある社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の研修会を実施し資質の向上を図る。
- 研修会の企画にあたっては、人権教育指導者ハンドブック及び人権学習資料集等を活用した参加型学習を推進し、地域の実情に応じた人権教育を実施することにより、人権問題についての理解と認識を深める。
- 各教育局において人権教育行政担当者等研究協議会を開催し、人権に関する課題解決の方策について研究協議及び情報交流等を行う。
- PTA指導者研修会等の機会を通じて、保護者自身が人権意識の高揚を図ることができるように支援する。
- 多様な人権学習の機会を提供する上で、地域住民にとって身近な公民館等の果たす役割が重要であることから、関係諸機関・団体等の研修会を実施する。
- 障害及び障害のある人の人権に関する学習活動を推進するため、聴覚障害者社会教育指導者研修会や視覚障害者社会教育指導者研修会を実施し指導者の資質の向上を図る。

④ 学校・家庭・地域社会及び関係諸機関・団体の連携・協働

- 市町村等における人権問題講演会や学習講座等、地域住民を対象とした人権に関する学習を充実するための支援に努める。
- いじめ・虐待・体罰・子どもの貧困・ヤングケアラーの支援について社会総がかりで取り組むために、学校・家庭・地域社会及び関係諸機関・団体の連携を強化する。その際には、「いじめ防止対策推進法」、国・京都府・市町村の「いじめ防止基本方針」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「第2次京都府子どもの貧困対策推進計画」「ヤングケアラー連携支援マニュアル」等を十分に踏まえる。
- 放課後等において、子どもが身近な場所で学習や読書、体験活動等に取り組むことができるよう「子どものための地域連携事業」「自然体験活動事業」、府立図書館の「子どもへの読書活動支援事業」「不登校児童生徒読書活動推進事業」等学校・地域社会及び関係諸機関・団体が連携・協働した取組を推進する。
- 市町村において実施される、障害のある子どもと障害のない子どもが共に参加する学習活動や体験活動を充実するための支援に努める。
- 府立り湊少年自然の家での障害のある子どもと障害のない子どもを対象とした「みどりキャンプ」及び学校に行きにくい子どもを対象にした「ふれあい宿泊学習」を実施するにあたり学校・家庭・関係機関等と連携・協働に努める。
- 青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむため、関係機関・学校等と連携・協働した体験活動やボランティア活動の充実を図る。

第3章

個別の人権問題に関する重点的取組事項

個別の人権問題については、「第2次推進計画改定版」において、「現状と課題」「取組の方向」が掲げられており、その基本的認識に基づいて、学校教育・社会教育においても課題解決に向けた取組を積極的に推進する。

○ 同和問題（部落差別）

- * 「部落差別解消法」に示された目的及び基本理念を踏まえ、同和問題（部落差別）の解決を図るとともに差別のない社会の実現をめざして相談活動、教育及び啓発を行うよう努める。その際、社会全体での解決に向けた取組に加え、それぞれの市町村・学校の状況を的確に把握し、地域の実情に応じて取組を推進するように留意する。
- * 同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、同和問題（部落差別）を人権問題の重要な柱として、人権尊重の意識・態度・実践力の育成を図る。
- * 同和問題（部落差別）についての正しい理解や認識を深め、偏見や差別意識の解消を目指すとともに実践力を高めるために、インターネットやSNSによる人権侵害など今日的な課題を取り入れ、学習内容・方法の工夫改善に努め、人権学習の充実を図る。
- * 一人一人を大切にした教育を推進する中で、基礎学力の定着や原級留置・中途退学の解消、希望進路の実現に向けて積極的な取組を進める。
- * 地域社会の中で生涯学習施設等を活用した交流促進、住民間の相互理解の深化を進める。

○ 女性の人権問題

- * ドメスティック・バイオレンス（DV）やデートDV等の防止に向けて、男女が互いに尊重し合うための教育を推進する。
- * セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の研修を行うなど、女性にかかわる様々な人権侵害についての正しい理解と認識を深める。
- * すべての人がその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指した教育・学習活動を推進する。

○ 子どもの人権問題

- * 子ども一人一人の人権が最大限に尊重され、子どもが健やかに育ち、安心・安全に暮らせる環境づくりを進めるため、学校・家庭・地域社会及び関係機関等の連携を一層強化する。
- * 教職員は法に則って、体罰を根絶し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見、通告などの迅速・適切な保護及び対応に努める。
- * 教職員はまなび・生活アドバイザーやスクールカウンセラーと協働して、ヤングケアラーを早期に発見し、学校をプラットフォームとして、福祉関係機関とも連携しながら、困っている子ども達の支援にあたる。
- * 学校と福祉関係機関等が連携・協力し、よりきめ細かに家庭との連携を図ることにより子どもの貧困対策を推進する。
- * 不登校、発達障害のある子どもへのきめ細かな指導・支援を行うために、資料の作成・引継ぎなどを確実に行う。それにより、欠席や遅刻等の状況、個々の特性等を的確に把握し、早期にかつ継続的・系統的に対応することにより、課題の発見や深刻化の未然防止に努める。

- *子どもの自主性や主体性が発揮できる機会を充実するとともに、選挙権年齢や成年年齢の引下げを踏まえ、社会の一員としての自覚や態度を育て、それを共生社会実現に生かそうとする意欲を育てる。

こども基本法（令和4年6月22日公布、令和5年4月1日施行）

○ 高齢者の人権問題

- *超高齢社会や高齢者についての正しい理解と認識を深めるとともに、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てる学習活動を充実する。
- *高齢者自身がいきいきと生活できるよう、学習機会の提供と学習成果を生かした社会参加活動を促進する。

○ 障害のある人の人権問題

- *京都府の「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人とが支え合う社会づくり条例」に掲げられた基本理念等への理解・認識を深め、手話を言語として広めるとともに障害の特性に応じたコミュニケーション方法を選択できる環境づくりに努める。
- *「障害者差別解消法」に示された目的、基本方針等を踏まえ、差別の禁止及び合理的配慮についての理解・認識を深め、障害のある人の人権を尊重する対応に努める。その際、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」及びそのガイドラインについても十分に理解を深める。
- *LD、ADHD、自閉症スペクトラム症等の発達障害を含めた障害及び障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識を解消するための学習活動を充実する。
- *障害のある人が社会の一員として充実した生活が営めるよう学習機会の拡充を図る。
- *障害の有無にかかわらず誰もが共にいきいきと暮らしやすい社会を目指し、インクルーシブ教育システムの構築を推進する。

○ 外国人の人権問題

- *「ヘイトスピーチ解消法」に示された目的及び基本理念を踏まえ、ヘイトスピーチのない社会の実現をめざして相談活動、教育及び啓発を行うよう努める。
- *「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」を踏まえた対応を行う。
- *諸外国や他の民族について、歴史的経緯や社会的背景を知るなど、正しい理解と認識を深めるとともに、その違いと主体性を認め、互いに理解し尊重する能力と態度を養う。
- *新たな在留資格の創設を踏まえた外国人児童生徒の相談体制の整備や進路保障につながる在留資格の丁寧な把握に努める。

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年12月14日公布、平成31年4月1日施行）

- *外国語指導助手等の支援を受けて、多様な文化への理解やコミュニケーション能力の育成を図るなど、すべての児童生徒に対する人権尊重を基盤とした国際理解教育に努める。
- *「外国人児童生徒に関する指導の指針」を踏まえた指導を推進する。
 - ・すべての児童生徒に対して、国際的視野に立った人権尊重の教育を推進し、多様な文化を持った人々と共に生きていくための資質や能力が身に付くよう指導の充実を図る。

- ・外国人児童生徒に対して、日本語の指導等、個に応じた指導を積極的に進め、学力の充実・向上を図る。その際、「日本語教育の推進に関する法律」を踏まえる。
- ・外国人児童生徒が将来への展望を持ち、自らの進路を主体的に切り拓くことなど自己実現ができるよう指導の充実を図るとともに、民族性を大切にし、人のつながりを深める取組の充実に努める。

○ **ハンセン病・エイズ (AIDS、後天性免疫不全症候群) ・ HIV感染症・難病患者等の人権問題**

- *ハンセン病やエイズ、難病についての正しい理解と認識を深め、ハンセン病患者、ハンセン病元患者及びその家族、エイズ患者・HIV感染者や難病患者等に対する偏見や差別意識の解消を目指す取組を推進する。
- *ハンセン病患者、ハンセン病元患者及びその家族、エイズ患者・HIV感染者や難病患者等が尊厳をもって暮らせる社会づくりを目指す取組を推進する。

○ **犯罪被害者等の人権問題**

- *「京都府犯罪被害者等支援条例」に示された基本理念等を踏まえ、犯罪被害者とその家族又は遺族の直接的、さらには二次的な被害についての正しい理解と認識を深め、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解の促進を図る学習活動を充実する。

〈さまざまな人権問題〉

○ **ホームレス**

- *ホームレスとなった人が地域社会の中で自立した日常生活が可能となるように、正しい理解と認識を深めるように努める。

○ **性的指向・ジェンダーアイデンティティ**

- *「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に示された目的及び基本理念を踏まえ、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する児童生徒の理解の増進に努める。
- *文部科学省から出された「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」及び「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を踏まえ、適切な指導に努める。
- *悩みや不安を受け止める必要性は、いわゆる「性的少数者」とされる児童生徒全般に共通するものであることに配慮の上、「自殺総合対策大綱」において「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する」とされていることも踏まえて、学校の相談体制の充実に努め、該当の児童生徒が相談をしやすい雰囲気を整える。その際、アウトティング（本人が公にしていることを他人が暴露すること）も重大な人権侵害であることにも留意する。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年6月23日公布、施行）

○ **刑を終えて出所した人**

- *刑を終えて出所した人が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう啓発を推進する。

○ アイヌの人々、婚外子、識字問題

- *アイヌの人々、婚外子、識字問題に関する教育・啓発の推進に努め、各人権問題の状況に応じた取組を推進する。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年4月26日公布、令和元年5月24日施行）

○ 北朝鮮当局による拉致問題等

- *拉致問題等についての府民の関心と認識を深めるための周知・広報に努めるなど啓発活動を推進する。
- *北朝鮮当局による拉致問題等を深刻な人権問題の一つとして捉え、歴史的経緯や社会的背景等を知り、拉致問題を正しく理解するとともに、特に若い世代に拉致問題への認識を広めるように努める。そのため、アニメ「めぐみ」などの教材や各種資料の積極的な活用を図り、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクール」等の機会を活用した取組を推進する。

〈社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題〉

○ 新型コロナウイルス感染症による人権問題

- *「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定を踏まえ、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることはないよう、新型コロナウイルス感染症についての正しい理解と認識を深め、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導を行う。
- *感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷等の未然防止に努める。また、ワクチン接種やマスク着用の有無に関しても様々な状況や事情があることを踏まえ、偏見・差別等の未然防止に努める。
- *いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応する。

○ インターネット社会における人権の尊重

- *インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた学習の充実を図る。
- *インターネットの仕組みと危険性について周知するとともに、情報モラルとメディアリテラシーの向上を図り、府民が加害者にも被害者にもならないよう、年齢等に応じた教育・啓発を推進する。
- *「ふれあい・すこやかテレフォン」やSNS相談等の取組により人権侵害の把握と学校での早期の指導に努める。
- *学校、家庭と警察や法務局、市町村等との連携を深める。

○ 個人情報の保護

- *個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組む。

○ 安心して働ける職場環境の推進

- *労働者が働く上で必要な労働関係法の知識を習得することにより、職業生活における自らの権利を守ることができるよう、学校等での教育の充実に努める。

○ **自殺対策の推進**

- * 「京都府自殺対策に関する条例」などに基づき、悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、すべての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現する取組の推進、自殺の原因となり得る問題に対する早期の相談・支援体制の充実に努める。

○ **災害時の配慮**

- * 災害発生時に、計画的・継続的な災害安全学習に基づいた正しい判断のもと、自分や他の人々の命と人権を守る行動を取り、地域社会の一員として自主的に行動できる知識や態度の育成に努める。
- * 誤った情報や風評など不確かな情報に左右されず、客観的な事実など正しい情報に基づいて行動できるよう、情報モラルとメディアリテラシーの向上を図る。

○同和教育の成果と手法への評価をふまえて

1965（昭和40）年、同和問題（部落差別）の解決のため、内閣総理大臣の諮問に応じる形で同和対策審議会答申が出されました。この答申にもとづいて、1969（昭和44）年に同和対策事業特別措置法、1982（昭和57）年に地域改善対策特別措置法、1987（昭和62）年に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が公布・施行されました。これらの法律にもとづいて同和対策事業が推進されていきました。

同和対策事業の5つの柱

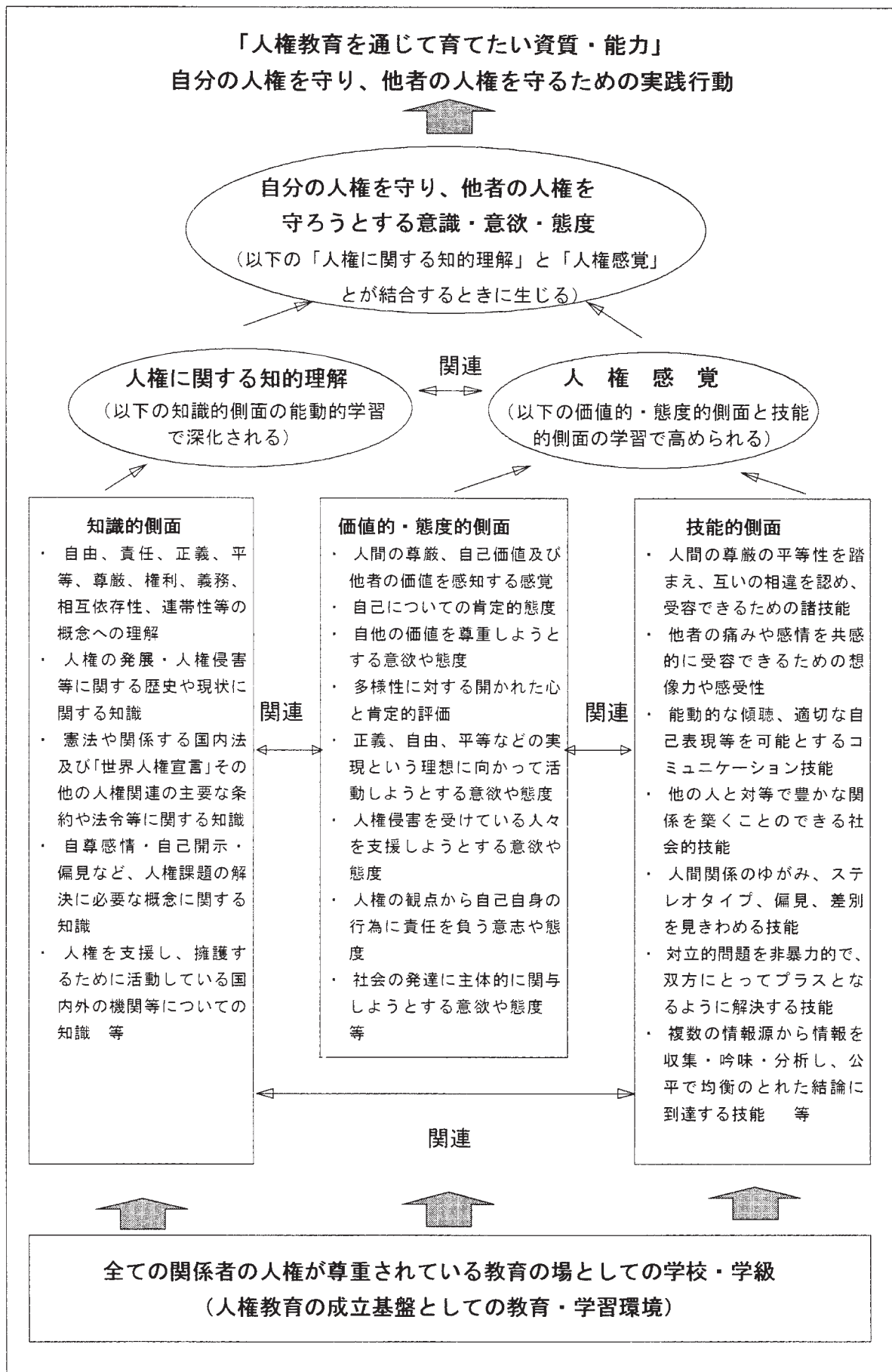
- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1 基本的人権の擁護 | 2 教育文化の向上 | 3 産業・職業の安定 |
| 4 社会福祉の充実 | 5 生活環境の改善 | |

京都府では同和対策審議会答申に先立つこと2年、1963（昭和38）年に全国に先駆けて同和教育の基本方針を策定し、同和教育を推進してきました。結果、長欠・不就学の解消、高校・大学進学率の向上、就職差別撤廃の取組の充実（統一応募用紙の制定等）等の成果をあげました。

同和問題を解決するために用いられた手法とは

- ・一人一人の課題とその背景を分析し、学力の充実や進路保障に努める取組
具体的には、課題の背景を理解するための家庭訪問や地域連携
個に応じた学力向上や将来展望をもたせるための取組
進路実現に向けた奨学金や就・修学等の援護制度の活用
個に応じた徹底した進路保障の取組等
- ・校長のリーダーシップのもと全教職員が一致した体制と課題解決に向けた具体的な取組
- ・科学的・実証的に差別に対する認識を深め、具体的な問題を通して人権意識を高める取組
具体的には、人権学習や教職員研修の充実
児童生徒相互の人間的な信頼関係を深め、互いを支え、はげまし協力する自主的な集団の育成

これらの手法は、同和教育が人権教育として再構築された現在の指導にも普遍化でき、十分に活用できるものです。さまざまな課題がある児童生徒に対する、「あらゆる教育活動を通じた人権教育の推進、一人一人を大切にした教育の推進」に通じるものです。



(「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」から)